

鳥取県中部地震復興支援利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県中部地震復興支援利子補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、平成28年10月以降に発生した鳥取県中部を震源とする地震(以下「鳥取県中部地震」という。)により経営の安定に深刻な影響が生じている事業者が、事業の復旧のために金融機関から融資を受けた借入金(以下「借入金」という。)に係る利子負担について支援することを通じて災害復興初期の経費負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表に掲げる補助事業について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、借入金に係る金銭消費貸借契約に定める償還条件について、補助対象者が毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内の約定償還日に返済した利子(融資当日に支払う利子分も含む)に相当する額の合計以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は補助事業の期間において毎年度行うものとし、初年度は借入金の融資を受けた日から1か月以内に、2年度目以降は当該年度の4月20日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して30日を経過する日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月26日から施行し、平成28年10月24日の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

項 目	内 容
補助対象者	<p>次の各号の要件をすべて満たす者</p> <p>(1) 鳥取県内に事業所を有し、事業を営んでいる者</p> <p>(2) 鳥取県中部地震により経営の安定に深刻な影響が生じている事業者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 事業の用に供する施設、設備、製品又は原材料等に被害を受けた者</p> <p>イ 最近 1 か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月の売上高等に比べ 5 パーセント以上減少し、かつ、その後の 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比べ 5 パーセント以上減少することが見込まれる者</p> <p>ウ 売上高等が急激に減少した者又は急激に減少が見込まれる者</p> <p>(3) 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に掲げる者以外の者（中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条第 1 項に規定する業種に限る。）</p>
補助対象事業	<p>鳥取県中部地震の被災によって生じた損害を復旧することを目的として、金融機関と金銭消費貸借契約を締結して行う必要な設備資金及び運転資金の借入金（平成 29 年 3 月 31 日までに申込みのあった借入れに限る。ただし、やむを得ない事情により当該期限までに申込みができない場合には、平成 30 年 3 月 31 日までに申込みのあった借入れも含む。）に係る利子の負担</p>
補助対象経費	<p>補助対象事業に係る利子負担額。ただし、借入金の額については 2 億 8 千万円、借入利率については年 1. 4 3 % に基づき算定した利子負担額を限度とする。</p>
補助事業の期間	<p>借入金の最初の利子（融資当日に支払う利子を含む。）の属する月から 6 0 か月以内の期間とする。</p>

様式第1号（第4条関係）

鳥取県中部地震復興支援利子補助金計画書

借入年月日	平成 年 月 日
借入金融機関名	
借入金額	金 円
借入利率	年 %
補助事業の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※「補助事業の期間」は最初の利払い日からその日の属する月から起算して60月以内の日までを記載してください。

※「利子前払い」の場合は、最初の利払い日（融資当日に支払う利子分）についても含めてください。

[添付書類]

- 融資内容が分かる書類（金融機関に提出した融資申請書の写しなど）
 - 融資を受けたことを証明する書類（金融機関との金銭消費貸借契約書の写しなど）
 - 利子額が分かる書類（借入金に係る償還（計画）表の写し又は利息計算書等の写し（融資当日に支払う利子がある場合、それも分かる資料も添付））
- ※2年度目以降は、変更が無い場合に限り上記書類の添付を省略することができる。

事業の概要（具体的に記載すること）

業種	
事業概要	

鳥取県中部地震復興支援利子補助金収支計算書

(単位：円)

償還年度	収入額（補助額）	支出額（利払額）	利払月
平成 年度			月～3月
平成 年度			4月～3月
平成 年度			4月～3月
平成 年度			4月～3月
平成 年度			4月～3月
平成 年度			4月～ 月
合計			

※「利子前払い」の場合は、最初の利払い（融資当日に支払う利子分）についても含めてください。

※借入日の属する月から60月以内の償還月について年度（4月～3月）別に記載してください。

番
平成 年 月 日 号

様

鳥取県知事

印

平成 年度鳥取県中部地震復興支援利子補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県中部地震復興支援利子補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、鳥取県中部地震復興支援利子補助金とし、その内容は・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの金額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県中部地震復興支援利子補助金交付要綱（平成28年10月 日付第201600 号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号 (第7条関係)

平成 年度鳥取県中部地震復興支援利子補助金事業報告書

借入年月日	平成 年 月 日
借入金融機関名	
借入金額	金 円
借入利率	年 %
補助対象利払期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (60月以内)

[添付書類]

○金融機関への支払いを証明できる資料 (前年度分利払い分に係る金融機関の発行する取引明細書等)

鳥取県中部地震復興支援利子補助金収支決算書

(単位:円)

償還年度	収入額 (補助額)	支出額 (利払額)	利払月
平成 年度 (初年度)			月 ~ 3月
平成 年度 (2年度目)			4月 ~ 3月
平成 年度 (3年度目)			4月 ~ 3月
平成 年度 (4年度目)			4月 ~ 3月
平成 年度 (5年度目)			4月 ~ 3月
平成 年度 (6年度目) (4月利払い開始の場合は 記載不要)			4月 ~ 月
合計			

※借入日の属する月から60月以内の償還月について年度(4月~3月)別に記載。

※4月利払い開始の場合は5年度目の額が、それ以外は6年度目の額が最終の補助金請求額になります。

鳥取県中部地震復興支援利子補助金については下記口座に振り込んでください。

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人のカタカナ表記	

名 称
代表者氏名

印